

要件① 経營業務の管理責任者

個人，法人問わず、建設業を経営した経験が5年以上ある。

令和2年4月22日現在での判断基準です。法改正により要件は変わる可能性がありますので、諦めずにお問い合わせください。

はい

いいえ

要件② 専任技術者

国家資格（一級建築士，2級建築施工管理技士など）をあなたが持っている。もしくは従業員の方の中にいる。

はい

いいえ

過去に建設業を営む会社の代表（社長など）を補佐した経験が6年以上ある。
※見積もり，契約，決済，資金調達などを代表の代わりに任されていた。など

現時点ですぐに許可申請はできないかもしれませんが、何か突破口があるかもしれません。また、申請に向けてできることがアドバイスできるかもしれません。諦めずにお問い合わせください。

はい

いいえ

要件③ 財産的基礎要件

直近の決算で自己資本が500万円以上ある。

はい

はい

いいえ

あなたが許可を取りたい業種（とび・土工や建築一式，内装仕上げなど）の工事に従事した実務経験が10年以上ある。もしくは従業員の中に10年以上の実務経験者がいる。

現時点ですぐに許可申請はできないかもしれませんが、何か突破口があるかもしれません。また、申請に向けてできることがアドバイスできるかもしれません。諦めずにお問い合わせください。

はい

要件④ 誠実性

過去に、請負契約の締結時に詐欺や脅迫，横領などの行為が原因で許可の取消などを受けたことがあり、そこから5年経過していない。

いいえ

要件⑤ 欠格要件

- ・ 執行猶予中である
- ・ 過去の建設業許可を取消されてから5年経過していない。
- ・ 禁錮以上の刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない。
- ・ 反社会的勢力に所属している。
- ・ 反社会勢力の所属員ではなくなった日から5年経過していない。

いいえ

すぐにでも許可取得ができる可能性が非常に高いです。